○九州地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
都城市高木町六二七五番一三から同市五十町四六六八番二まで	前	B A	一一・八〇～一二〇・四〇〇	一一・六六二メートル 七・七六七キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A B・C	一一・八〇～一二〇・四〇〇	七六・六〇〇メートル 一一・六六二キロメートル 一〇・三八五	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
福岡市西区今宿町字前田八一番七から糸島市二丈福井字角ノ下四七九二番二まで	前	B A	七・五〇～九一・〇〇	二一・八九七メートル 一九・〇〇一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A	七・五〇～九一・〇〇	二一・八九七メートル 一九・〇〇一キロメートル	
			一二・〇〇～三五〇・七三		

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阿蘇市赤水字無田六六七番五から熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字下野字村下三〇二番二まで	前	一〇・七〇～一四・五〇〇メートル	一〇〇・五四〇キロメートル	
	後	一二・七五～一五・七〇〇	〇・五四〇	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

二(二) 路線名　五十七号

二(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阿蘇市赤水字小割前八〇五番一から同市赤水字小割前八一〇番一一まで	前	一〇・四五～一二四・九五メートル	一〇〇・一五五キロメートル	
	後	一二・一〇～三九・九五	〇・一五五	

二(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○北海道開発局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　澤田　和宏

一(一) 道路の種類　一般国道

一(二) 路線名　二百三十号

一(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
札幌市中央区南九条西一〇丁目一二七四番一九から同市中央区南一条西一〇丁目一二六三番六まで	前	二三・六四～二五・〇〇〇メートル	〇・二八五キロメートル	
	後		〇・二八五	

一(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

二(二) 路線名　二百三十三号

二(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
留萌市大字留萌村字幌糠三五八九番一から同市大和田一丁目六八番まで	前	A	一七・〇〇～一四四・〇〇	一〇・四九七メートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I・J及びKは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F・G・H・I・J・K	一七・〇〇～二〇・六〇～二〇一・二六	九・四九〇キロメートル	
	後	A	一七・〇〇～一四四・〇〇	一〇・四九七	
		B・C・D・E・F・G・H・I・J・K	一七・〇〇～二〇・六〇～二〇一・二六	九・四九〇	

一(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十三号	北海道紋別郡遠軽町野上一五九番一から同町野上一〇九番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年三月十八日